

2024年度 スチュワードシップ活動 自己評価

2024年度スチュワードシップ活動に関する 自己評価(要約)

日本版 スチュワードシップ・ コードの各原則	当社取組みに関する自己評価
原則1 「機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。」	当社は、「責任ある機関投資家」の諸原則である日本版スチュワードシップ・コードに対するアセットマネジメントOneの取組方針、サステナビリティ投資方針、スチュワードシップに関する考え方、アセットマネジメントOneの議決権行使における考え方、議決権行使基準などを当社ウェブサイトやサステナビリティレポートを通じて公表しています。 2024年度は、当社のスチュワードシップ活動に関する予見性と納得性を高めるため、2030年に向けて具体的なアクションと時間軸を示した「中長期視点に基づくスチュワードシップ活動(エンゲージメント・議決権行使)のロードマップ」を公表しました。対話においては、当ロードマップの背景や趣旨を説明し、スチュワードシップ活動が引き続き実効的な企業価値向上につながるようよう、周知を行いました。
原則2 「機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。」	当社は、議決権行使に関する利益相反管理方針の概要を当社ウェブサイトなどで公表するとともに、その方針に基づき適切なガバナンス構築と厳格な運営を実施し、役職員の利益相反防止の徹底を図っています。 特に利益相反の観点で最も重要な親会社等の議案については、独立社外取締役が過半を占める議決権行使諮問会議に諮問するなど、2024年度も適切な行使判断を実施しました。
原則3 「機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。」	当社は、投資先企業の状況を正確に把握するため、企業毎に設定した重要課題について対話を実施し、課題への取組み状況についてマイルストーン管理を行っています。投資先企業の状況把握を含めた活動については、四半期毎に開催されるスチュワードシップ推進委員会に報告し、当社のエンゲージメント活動の実効性を確認しています。 2024年度においては、セクターアナリスト、ESGアナリスト/議決権行使担当者、経済市場調査の3部門を統合したリサーチ・エンゲージメントグループを発足しました。財務・非財務・マクロ経済の観点を融合することで、メンバー間の情報共有など有機的な連携が更に強化され、投資先企業の企業価値向上に向けた課題を把握する体制が一層強化されました。

2024年度スチュワードシップ活動に関する 自己評価(要約)

日本版 スチュワードシップ・ コードの各原則	当社取組みに関する自己評価
原則4 「機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。」	当社は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的としたエンゲージメントを通じて、当該企業と認識の共有を図るよう努めています。また、そのエンゲージメントの内容等を踏まえ、企業価値が毀損されるおそれがあると考えられる場合には、当該企業に対して更なる対話を求め、問題の改善に向けた取組みを促すよう努めています。サステナビリティを巡る課題については、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結び付く対話となることを意識するとともに、パッシブ運用においては株式市場全体の底上げへの貢献を、アクティブ運用においては超過収益獲得を重視して取組んでいます。 2024年度においては、投資先企業の経営層に向け、セクターアナリスト、ESGアナリスト/議決権行使担当者、ファンドマネージャーが三位一体となり、財務・非財務両面から企業経営に根ざした対話を実践し、中長期的な企業価値向上に資するエンゲージメントの実効性向上を図りました。エンゲージメントと投資判断の連携強化が図られるとともに、投資先企業からは、課題の認識共有・改善取組の進展に伴い、好意的なフィードバックを受領することができました。
原則5 「機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。」	当社は、適切な議決権行使が企業のガバナンス体制強化を促し、企業の中長期的な価値向上と持続的成長につながるものと考え、『議決権行使ガイドラインおよび議案判断基準』に則り、原則としてすべての保有株式について自社独自で議決権を行使しています。但し、親会社等、利益相反の観点で最も重要な会社の議案に関しては、独立した第三者である議決権行使助言会社に当社ガイドラインに基づく助言を求め、独立社外取締役が過半を占める議決権行使諮問会議に諮問し、スチュワードシップ推進委員会にて審議した上で適切な行使判断を行います。また、議決権の行使に当たっては、投資先企業の状況や当該企業とのエンゲージメント内容等を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断し、その結果を当社ウェブサイト公表しています。 2024年度についても、形式的な判断基準にとどまらず、投資先企業の取組み状況や当該企業とのエンゲージメント内容等を踏まえた判断を行ったうえ、その結果についてウェブサイトでの公表や個別の対話において当該企業に丁寧にフィードバックを行うことにより、議決権行使に関する理解深耕を図りました。

2024年度スチュワードシップ活動に関する 自己評価(要約)

日本版 スチュワードシップ・ コードの各原則	当社取組みに関する自己評価
原則6 「機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。」	当社は、投資先企業とのエンゲージメントや議決権行使など、スチュワードシップ責任を果たすための活動状況について記録を行い、当社ウェブサイトやサステナビリティレポートなどを通じ、定期的に報告しています。また、公表内容については、お客さまの目線に立ち適宜改善を図るなど工夫すると同時に、定期的な振り返りを行い、取組み改善に努めます。 2024年度も過年度に引き続き、スチュワードシップ活動やコーポレート・サステナビリティの活動内容をまとめた「サステナビリティレポート2024」を公表しました。
原則7 「機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行う為の実力を備えるべきである。」	社外取締役を含む当社の経営陣は、アセットマネジメント業務に精通するなど実効的なスチュワードシップ活動の推進とその組織構築・人材育成に関して重要な役割・責務を担う能力を有した者や、様々な分野で高い知見を有する専門家が就任しております。 また、スチュワードシップ活動においては、ESGアナリストおよび議決権行使専任担当者を充実させるとともに、運用グループとの連携を通じて運用戦略に即した形でのスチュワードシップ責任を果たすための体制を整備しています。さらに、外部の専門家や有識者、他の機関投資家との意見交換や協働も積極的に行っています。 2024年度は、「サステナビリティ推進委員会」や「リサーチ・エンゲージメントグループ」を発足させ、当社のサステナビリティやスチュワードシップ活動の実効性を高めるべく、組織体制の充実をはかりました。また、国内外のイニシアティブや官公庁との連携については、国内の「資源循環に関する企業レベルの情報開示スキームの開発に係る検討会」や「多様性を競争力につなげる企業経営研究会」など官民協働のイニシアティブに委員等として新規参画したほか、また、気候変動の「Climate Action100」、自然資本・生物多様性の「Nature Action100」、社会・人権の「Advance」などのグローバルの協働エンゲージメントにも参加しました。

原則1： 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

5

指 針	アセットマネジメントOneの取組方針	自己評価(2024年度)
指 針 1-1	・当社は、社会の持続可能な発展が、中長期的な投資先企業の価値向上、そしてお客さまの中長期的な投資収益の拡大のために不可欠であると考えます。 ・社会が持続可能な形で発展するためには、その重要な構成要素である企業は、短期的な利潤追求だけではなく、中長期的な視点で環境問題や社会問題へ積極的に取組むことが必要であり、またそれを実現するためには強固なコーポレート・ガバナンスが前提になります。企業がそれらに継続的に取組むことにより、環境問題や社会問題の解決を通じて社会の持続的な発展がもたらされると同時に、企業にとっても中長期的な持続可能性や企業価値の向上に繋がると考えます。当社は、財務情報のみならず、運用戦略に応じたESG(環境・社会・ガバナンス)要因等の非財務情報も考慮し、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)を行い、企業分析や投資判断を行うことで、お客さまの中長期的な投資収益の拡大を目指します。	＜2024年度の取組み＞ 当社は、ホームページやサステナビリティレポートを通じて公表している『「責任ある機関投資家」の諸原則＜日本版スチュワードシップ・コード＞へのアセットマネジメントOneの取組方針』、「サステナビリティ投資方針」、「スチュワードシップに関する考え方」、「アセットマネジメントOneの議決権行使における考え方」、「議決権行使ガイドライン及び議案判断基準」などに則り、投資先企業の持続的成長を促すべく継続的対話を積極的に行い、顧客の中長期リターンの拡大を図りました。 ＜今後の課題・対応方針＞ 投資先企業の企業価値向上とその持続的成長に向けて、当社方針や考え方にに基づき、継続的対話を積極的に行い、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を目指します。
指 針 1-2	・当社は、この考えに則り、高い専門性と豊富な経験を有するアナリストを配置し、投資先企業の財務情報だけではなく、ガバナンスや社会・環境問題(いわゆる「ESG」)など、非財務情報も的確に把握し、中長期的な視点からエンゲージメントや議決権行使を適切に実施し、企業分析や投資判断を行うことで、中長期的な投資先企業の企業価値向上や社会課題の解決を促進し、経済・社会の健全な発展に貢献します。本方針は、当社ウェブサイトにて公表しております。 ・更にアナリストの研鑽や、スチュワードシップ活動を定期的に省みるなどにより、取組みの改善・向上に努めるとともに、スチュワードシップ活動についての明確な方針とその詳しい状況をお客さまに報告し、受託者としての説明責任を果たします。 ・また、運用戦略に応じて、サステナビリティに関する課題を考慮するか、考慮する場合にはどのように考慮するか、すなわち当社のESG投資への取組みやESGインテグレーションの手法等について、当社ウェブサイトやスチュワードシップレポート、または説明資料等において示します。 ・これらの幅広い活動を行うことが、「責任ある運用機関」として、スチュワードシップ責任を果たすことと考えております。	＜2024年度の取組み＞ 当社ホームページの会社情報サイトに「責任投資への取組み」のページを掲載しております。2024年度の主な取組みは下記の通りです。 【「スチュワードシップに関する考え方」の改定】2024年4月 当社のスチュワードシップや議決権行使に関する考え方を記載している「スチュワードシップに関する考え方(2023年11月公表)」を改定しました。 https://www.am-one.co.jp/img/company/15/stewardship_policy.pdf 【「中長期視点に基づくスチュワードシップ活動(議決権行使・エンゲージメント)ロードマップ」の公表】2024年9月 当社では、エンゲージメントを通じて投資先企業に伴走することで投資先企業の成長と一緒に実現したいとの考えに基づき、2030年という具体的な時間軸を示した「中長期視点に基づくスチュワードシップ活動(エンゲージメント・議決権行使)ロードマップ」を公表しました。 https://www.am-one.co.jp/pdf/news/376/240927_AMOne_newsrelease.pdf ＜今後の課題・対応方針＞ 責任ある運用機関としての役割期待を意識し、スチュワードシップ・コードへの取組方針を明確にするとともに、その取組みを当社ホームページなどで公表します。

原則2:機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

指 針		アセットマネジメントOneの取組方針	自己評価(2024年度)
指 針 2-1	機関投資家は顧客・受益者の利益を第一として行動すべきである。一方で、スチュワードシップ活動を行うに当たっては、自らが所属する企業グループと顧客・受益者の双方に影響を及ぼす事項について議決権を行使する場合など、利益相反の発生が避けられない場合がある。機関投資家は、こうした利益相反を適切に管理することが重要である。	・当社は、スチュワードシップ活動に際し、お客さまの利益を第一として行動します。利益相反については、社内規程に則り厳格に管理いたします。	<2024年度の取組み> 【厳格な利益相反管理に基づく議決権行使の実施】 利益相反を適切に管理し、全議案、「議決権行使ガイドライン及び議案判断基準」に基づいて議決権を行使しました。コンプライアンス担当部署によるモニタリングの結果、利益相反に係る指摘はありませんでした。 <今後の課題・対応方針> 引き続き、スチュワードシップ責任を果たす上で重要な議決権行使において、情報遮断や、コンプライアンス担当部署によるモニタリングなど、社内規定に則り、厳格に利益相反を管理します。
指 針 2-2	機関投資家は、こうした認識の下、あらかじめ想定し得る利益相反の主な類型について、これをどのように実効的に管理するのかについての明確な方針を策定し、これを公表すべきである。特に、運用機関は、議決権行使や対話に重要な影響を及ぼす利益相反が生じ得る局面を具体的に特定し、それぞれの利益相反を回避し、その影響を実効的に排除するなど、顧客・受益者の利益を確保するための措置について具体的な方針を策定し、これを公表すべきである。	・当社は、当社が運用を行うファンドにおいて保有している株式の議決権を行使するに当たっては、議決権行使ガイドラインに則り、お客さまの利益のみに忠実に議決権を行使いたします。「利益相反管理方針」の概要については、当社ウェブサイトにて公表しております。	<2024年度の取組み> 【利益相反の厳格な管理】 利益相反管理方針の概要(管理対象を特定・類型化し、その管理方法を明記)を当社ウェブサイトにて公表しております。 https://www.am-one.co.jp/static/mgntcnfltsints.html 議決権行使に関する利益相反管理については、議決権を行使する役職員とそれ以外の社内外の者との間で議決権行使に関する情報を遮断する規定を設けております。さらに実効性を高めるため、内部通報制度の設置やコンプライアンス担当部署によるモニタリング実施など管理体制を構築しております。議決権を行使する役職員について、親会社などとの間で、適切な人こと異動制限を設定し、厳格に管理しております。コンプライアンス担当部署によるモニタリングを実施した結果、2024年度においても利益相反に係る事象の指摘はありませんでした。 <今後の課題・対応方針> 引き続き、利益相反管理方針の概要を当社ウェブサイトなどで公表するとともに、利益相反管理方針の役職員への徹底、及び厳格な運営、コンプライアンス担当部署によるモニタリングを継続します。

原則2:機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

指 針		アセットマネジメントOneの取組方針	自己評価(2024年度)
指 針 2-3	運用機関は、顧客・受益者の利益の確保や利益相反防止のため、例えば、独立した取締役会や、議決権行使の意思決定や監督のための第三者委員会などのガバナンス体制を整備し、これを公表すべきである。	・当社は、経営政策委員会として「スチュワードシップ推進委員会」を設置し、適切に利益相反を管理いたします。スチュワードシップ推進委員会は、運用本部長を委員長、リスク管理本部長等を委員とし、経営企画・営業部門から独立した資産運用部門において審議を尽くし、責任投資を推進します。監査等委員がスチュワードシップ推進委員会に出席するなど、適切な牽制体制を構築しております。「議決権行使に関する利益相反管理」に関するガバナンス体制については、当社ウェブサイトにて公表しております。 ・議決権行使ガイドラインの制改定に関しては、監査等委員会に制改定案を報告後、スチュワードシップ推進委員会にて審議、取締役社長決裁にて決定いたします。 ・親会社等、利益相反の観点で最も重要な会社の議案については、独立した第三者である議決権行使助言会社に当社ガイドラインに基づく助言を求め、独立社外取締役が過半を占める議決権行使諮問会議に諮問し、スチュワードシップ推進委員会にて審議した上で適切な行使判断を行います。その行使結果については、取締役会および監査等委員会に報告することによって、モニタリングする体制を構築しております。	＜2024年度の取組み＞ 【親会社などの議案判断】 利益相反の観点で最も重要な親会社などの議案について、独立した第三者である議決権行使助言会社に当社ガイドラインに基づく助言を求め、独立社外取締役が過半を占める議決権行使諮問会議に諮問し、スチュワードシップ推進委員会にて審議した上で適切な行使判断を実施しました。 ＜今後の課題・対応方針＞ お客様の利益確保や利益相反防止のため、ガバナンス体制を整備するとともに、特に利益相反の観点で最も重要な親会社などの議案については、独立社外取締役が過半を占める議決権行使諮問会議に諮問するなど適切な行使判断を実施します。
指 針 2-4	運用機関の経営陣は、自らが運用機関のガバナンス強化・利益相反管理に関して重要な役割・責務を担っていることを認識し、これらに関する課題に対する取組みを推進すべきである。	・当社の経営陣は、お客さまを第一と考え、お客さまの信頼を得ることこそが、健全経営を確保し、ひいてはすべてのステークホルダーからの信頼を得るための基盤となると考えております。当社では、取締役会、監査等委員会およびスチュワードシップ推進委員会をはじめとする各種経営政策委員会におけるガバナンス体制の機能により、親会社等との間の適切な経営の独立性を確保・維持しております。特に、利益相反については、「利益相反管理方針」を定めるなど、管理の徹底を推進しております。	＜2024年度の取組み＞ 【利益相反管理の徹底】 「利益相反管理方針」に基づき、当社が行う業務に係るお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引の管理の徹底を推進しました。 コンプライアンス担当部署によるEラーニングの実施などにより、利益相反管理に関して役職員に再徹底しました。 ＜今後の課題・対応方針＞ 引き続き、お客さまの利益を第一と考え、その実現のため利益相反管理を極めて重要な取組みと認識し、利益相反のおそれのある取引の管理の徹底を推進します。

原則3:機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである

指針		アセットマネジメントOneの取組方針	自己評価(2024年度)
指針 3-1	機関投資家は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握することが重要である。	・当社では、投資先企業の状況を的確に把握するために、高い専門性と豊富な経験を有するアナリストを配置し、様々な機会を通じ、業績等の財務情報だけでなく、ガバナンスや社会・環境問題(いわゆる「ESG」)など、投資先企業の非財務情報も的確に把握いたします。	＜2024年度の取組み＞ 【リサーチ・エンゲージメントグループの発足】 2024年4月に調査グループの組織統合を行い、リサーチ・エンゲージメントグループを発足しました。財務分析を担当するセクターアナリスト、ESG・非財務分野の分析を担当するESGアナリスト、議決権行使担当者、マクロ分析を担当するエコノミスト・ストラテジストを1つのグループとすることで、財務・非財務・マクロとミクロの融合を通じ、投資先企業の企業価値向上に向けて、当該企業の状況をより的確に把握できる体制としました。 【投資先企業の状況把握ツールの高度化】 リサーチに関するアウトプットのワンストップ化を目的に「銘柄情報プラットフォーム」を構築し、投資先企業の状況把握ツールの高度化を図りました。 ＜今後の課題・対応方針＞ 投資先企業の状況の的確な把握するため、アナリスト及び議決行使担当者は高い専門性と知識の研鑽に努め、投資先企業の状況の的確な把握するため、スチュワードシップ責任を果たします。
指針 3-2	機関投資家は、こうした投資先企業の状況の把握を継続的に行うべきであり、また、実効的な把握ができているかについて適切に確認すべきである。	・当社は、中長期的な視点から投資先企業の状況を継続的に調査し、投資先企業とのエンゲージメント内容を定期的に確認していくことにより、当該企業の状況の実効的な把握に努めてまいります。また、その取組み状況については、スチュワードシップ推進委員会にて報告し、適切に確認を行うとともに改善に努めてまいります。	＜2024年度の取組み＞ 【マイルストーン管理の高度化】 2024年度においても、当社では膨大な数の投資先企業との対話(エンゲージメント)を実施しましたが、当該企業の課題解決に向けた取組みや進捗を適切に把握するためにマイルストーン管理を行うことで、継続的且つ実効的な投資先企業に関する情報共有を図りました。また、対話を実施した投資先企業の取組み状況については、四半期毎に開催されるスチュワードシップ推進委員会に報告し、当社のエンゲージメント活動の実効性を確認しています。2024年度は、エンゲージメントのKPIの明確化を検討する中で、スチュワードシップ活動の中長期ロードマップにおける中間マイルストーンと連動したKPIを設定し、次年度以降の状況把握の実効性強化に向けた取組みに努めました。 ＜今後の課題・対応方針＞ 投資先企業の状況に関しては、設定したKPIなども参考にしながら、引き続きマイルストーン管理運営を行い、アナリストと運用担当者間で情報の共有を図ります。四半期毎のスチュワードシップ推進委員会での報告を通じて、当社のエンゲージメント活動の実効性に関する確認も継続いたします。

原則3:機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである

指針	アセットマネジメントOneの取組方針	自己評価(2024年度)
指針 3-3 把握する内容としては、例えば、投資先企業のガバナンス、企業戦略、業績、資本構造、事業におけるリスク・収益機会(社会・環境問題に関連するものを含む)及びそうしたリスク・収益機会への対応など、非財務面の事項を含む様々な事項が想定されるが、特にどのような事項に着目するかについては、機関投資家ごとに運用戦略には違いがあり、また、投資先企業ごとに把握すべき事項の重要性も異なることから、機関投資家は、自らのスチュワードシップ責任に照らし、自ら判断を行うべきである。その際、投資先企業の企業価値を毀損するおそれのある事項については、これを早期に把握することができるよう努めるべきである。	・当社では、企業戦略、業績、資本構造、ガバナンス、社会・環境など把握すべき事項について、独自の視点から投資先企業、業界、市場全体(テーマ)それぞれが抱える課題の把握に努めてまいります。 ・当社では、ガバナンスは勿論のこと、非財務情報の中でも特に投資先企業の持続的な成長や企業価値の向上を考える上での阻害要因または収益獲得機会となりうる社会・環境問題について、専門部署であるスチュワードシップ推進グループに配置したESGアナリストを中心に積極的なエンゲージメントを行います。また、ESG情報の開示が遅れている投資先企業に対しては、エンゲージメントを通じて積極的な開示や開示内容の改善を働きかけております。 ・なお、投資先企業の企業価値を毀損するおそれのある事項については、これを早期に把握するよう努めてまいります。	<2024年度の取組み> 【エンゲージメントの高度化】 2024年4月に実施した組織変更(詳細は指針3-1に記載)により、財務分析を担当するセクターアナリストと非財務分析を担当するESGアナリストが投資先企業の抱える課題について議論を深め、当該企業の着目すべき事項について従来以上に的確に把握することが可能となりました。 【企業価値毀損リスクの早期把握】 投資先企業の価値を毀損するおそれのある事項については、投資先への期待水準やそれに満たなかった場合の対応、及び、エクスクルージョン基準を定めたSIF(サステナブルインベストメントフレームワーク)などを用いて、早期の把握に努めました。 投資先企業を取り巻く環境や社会情勢の変化を踏まえた課題の抽出が重要であることから、関係省庁や環境・社会NGO、アカデミアとの連携や対話を行い、最先端の情報収集に努めました。また、当社独自のEGSスコア・レーティングを活用することで、投資先企業の理解や対話の深耕を図りました。 <今後の課題・対応方針> 財務・非財務の課題につき、当社が特定したマテリアリティを参照しながら、投資先企業ごとに企業価値向上の観点から重要と思われる事項を自ら抽出し判断を行うことで、スチュワードシップ責任を果たします。また、投資先企業の企業価値を毀損するおそれのある事項については、SIF(サステナブルインベストメントフレームワーク)を用いて、早期の把握に努めます。

原則4:機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

	指 針	アセットマネジメントOneの取組方針	自己評価(2024年度)
指 針 4-1	機関投資家は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的とした対話を、投資先企業との間で建設的に行うことを通じて、当該企業と認識の共有を図るよう努めるべきである。なお、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、当該企業の企業価値が毀損されるおそれがあると考えられる場合には、より十分な説明を求めるなど、投資先企業と更なる認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。	・当社は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的としたエンゲージメントを通じて、当該企業と認識の共有を図るよう努めてまいります。 ・また、投資先の求めに応じて当社の株式保有状況を伝えることで相互理解や円滑な対話を推進して参ります。 ・投資先企業の状況や当該企業とのエンゲージメントの内容等を踏まえ、企業価値が毀損されるおそれがあると考えられる場合には、当該企業に対して更なる対話を求め、問題の改善に向けた取組みを促すよう努めてまいります。	＜2024年度の取組み＞ 【中長期的な企業価値向上に資するエンゲージメントの実施】 投資先企業の中長期的な企業価値向上を目的としたエンゲージメントを実施し、当該企業の状況や課題について認識の共有を図るとともに、持続的成長に向けての取組みを促しました。2024年度の新たな取組みとして、財務・非財務一体となった「骨太なエンゲージメント」を推進しました。セクターアナリストとESGアナリストの属する組織の統合を起点として、財務・非財務両面から企業経営に根ざした対話を実践し、中長期的な企業価値向上に資するエンゲージメントの実効性向上を図りました。 ＜今後の課題・対応方針＞ 投資先企業との建設的な対話を通じて、当該企業が直面するさまざまな課題や状況に対する認識を共有し、財務課題のみならず、環境・社会課題やガバナンスといった非財務課題の解決を促すことで企業価値向上に伴走してまいります。また、対話内容を踏まえ、企業価値が毀損される状況が想定された場合は、十分に認識を共有した上で問題の改善に努めてまいります。財務・非財務の両面から働きかける「骨太エンゲージメント」については、資本効率向上などに着目し、対話を継続していく方針です。
指 針 4-2	機関投資家は、サステナビリティを巡る課題に関する対話に当たっては、運用戦略と整合的で、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結び付くものとなるよう意識すべきである。	・当社は、サステナビリティを巡る課題に関する対話に当たっては、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結び付く対話となることを意識するとともに、パッシブ運用においては株式市場全体の底上げへの貢献を、アクティブ運用においては超過収益獲得を重視して取組めます。	＜2024年度の取組み＞ 【運用戦略と整合的なサステナビリティ対話の実施】 投資先企業とのサステナビリティを巡る課題に関する対話では、調査部門に属するESGアナリストを中心に、セクターアナリスト、議決権行使担当者、及び、運用部門の運用担当者で連携を図り、投資先企業の持続的成長に結び付く対話となるように努めました。 パッシブ運用においては、エンゲージメント重点企業を中心とした対話の継続や対話を踏まえた実効的な議決権行使などによる株式市場全体の底上げを目的とし、アクティブ運用においては、超過収益の獲得を重視した対話を行いました。 サステナビリティを巡る課題については、当社が独自に定める9つのコア・マテリアリティなどをエンゲージメント課題に反映させ、持続的な社会の発展と企業価値向上に向けた当社の考え方の共有を図りました。 ＜今後の課題・対応方針＞ 投資先企業とのサステナビリティを巡る課題に関する対話に当たっては、適切な課題設定を行い、運用戦略と整合的であり、且つ、企業の中長期的な成長に結び付くものとなるよう努めてまいります。

原則4:機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

指 針		アセットマネジメントOneの取組方針	自己評価(2024年度)
指 針 4-3	パッシブ運用は、投資先企業の株式を売却する選択肢に限られ、中長期的な企業価値の向上を促す必要性が高いことから、機関投資家は、パッシブ運用を行うに当たって、より積極的に中長期的視点に立った対話や議決権行使に取り組むべきである。	・パッシブ運用においては、スチュワードシップ推進グループに配置したESGアナリスト・議決権行使専任担当者の充実により、中長期的な視点に立ったエンゲージメントや議決権行使を通じて、投資先企業の企業価値向上ならびに株式市場全体の底上げに貢献できるよう努めてまいります。	<2024年度の取組み> 【中長期視点でのエンゲージメントや議決権行使】 投資先企業とのパッシブ運用戦略に基づく対話においては、中長期視点でのエンゲージメント課題、課題解決期間の設定を行い、ESGアナリストと議決権行使担当者を中心に企業価値向上に向けた取組み強化を促しました。 2024年度は、企業が中長期的に取組むべき環境・社会課題の対話を継続するとともに、東証の「資本コストや株価を意識した経営」の要請を踏まえ、株式市場全体の底上げに対する意識を強め、政策保有株式を含む資本効率の改善を論点とする投資先企業との対話の機会を増やしました。 <今後の課題・対応方針> 対話の基本方針については当社ホームページ上で公表するとともに、投資先企業との積極的なエンゲージメントを継続してまいります。
	以上を踏まえ、機関投資家は、実際に起こり得る様々な局面に応じ、投資先企業との間でどのように対話を行うのかなどについて、あらかじめ明確な方針を持つべきである。	・当社は、日本を代表する運用機関として、企業の理念・歴史・文化に加え、ガバナンスや社会・環境問題(いわゆる「ESG」)への深い理解に基づいた議論を重ねることで、様々な成長局面にある投資先企業の企業価値向上に向けた取組みを後押しすることをエンゲージメントの基本方針としております。 ・不祥事の発生や長期的な業績不振などにより、企業価値を大きく毀損するおそれがある場合には、更なる対話を求め、市場の代弁者として厳しい目線で対峙することを通じ、企業価値改善を促します。	<2024年度の取組み> 【「中長期視点に基づくスチュワードシップ活動ロードマップ」の公表】 投資先企業との対話方針につきましては、2023年11月に公表した「スチュワードシップに関する考え方(2024年4月改定)」に明記しております。当社は、企業への深い理解に基づく議論を重ね、さまざまな局面にある当該企業の企業価値向上に向けた取組みを後押しすることを対話の基本方針としており、この方針に基づき、2024年度においても積極的に投資先企業とのエンゲージメントを実施しました。エンゲージメントを通じて投資先企業に伴走することで投資先企業の成長と一緒に実現したいとの考えに基づき、2030年という具体的な時期と取組みを示した「中長期視点に基づくスチュワードシップ活動(議決権行使・エンゲージメント)ロードマップ」を2024年9月に公表しました。 「スチュワードシップに関する考え方」 https://www.am-one.co.jp/img/company/15/stewardship_policy.pdf 「中長期視点に基づくスチュワードシップ活動(議決権行使・エンゲージメント)ロードマップ」 https://www.am-one.co.jp/pdf/news/376/240927_AMOne_newsrelease.pdf <今後の課題・対応方針> 対話の基本方針については当社ホームページ上で公表するとともに、投資先企業との積極的なエンゲージメントを継続してまいります。
指 針 4-4			

原則4:機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

指 針		アセットマネジメントOneの取組方針	自己評価(2024年度)
指 針 4-5	機関投資家が投資先企業との間で対話を行うに当たっては、単独でこうした対話を行うほか、必要に応じ、他の機関投資家と協働して対話を行うこと(協働エンゲージメント)が有益な場合もあり得る。	・当社では、原則として単独でエンゲージメント活動を行います。取組みが効率的かつ効果的と考えられる場合等、海外も含む他の機関投資家と協働した対話(協働エンゲージメント)が有益と考えられる場合には検討・参加いたします。	＜2024年度の取組み＞ 【サステナビリティに関する各種会合への参加】 関係当局及び民間企業主導のESGに関する各種会議体に積極的に参加しました。課題認識の共有を図るとともに、アセットマネジメントOneとしての意見発信を実施するなど政策やフレームワーク策定に向けての影響力の拡大に努めました。各種イニシアティブなどへの参画については、後述の原則7-3をご参照ください。 ＜今後の課題・対応方針＞ 各種イニシアティブへの参画や各種会合への積極的な参加を通じ、積極的な意見発信や他の運用機関との連携を通じ、エンゲージメント活動や議決権行使の実効性を高めてまいります。
	一般に、機関投資家は、未公表の重要事実を受領することなく、公表された情報をもとに、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を行うことが可能である。また、「G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則」や、これを踏まえて策定された東京証券取引所の「コーポレートガバナンス・コード」は、企業の未公表の重要事実の取扱いについて、株主間の平等を図ることを基本としている。投資先企業と対話を行う機関投資家は、企業がこうした基本原則の下に置かれていることを踏まえ、当該対話において未公表の重要事実を受領することについては、基本的には慎重に考えるべきである。	・当社は、公表された情報をもとに投資活動を行います。投資先企業とのエンゲージメントにおいて、未公表の重要事実を受領いたしません。万一、未公表の重要事実を受領した場合は、社内の規程に則り適切に管理し、法令等を遵守いたします。	＜2024年度の取組み＞ 【法人関係情報について】 法人関係情報について、未公表の重要事実の受領はございませんでした。 【重要提案行為について】 重要提案行為は行いませんでした。 ＜今後の課題・対応方針＞ 投資先企業とのエンゲージメントに際しては、「法人関係情報(重要こと実を含む)の確認について」、「重要提案行為に関する弊社の考え方について」のこと前周知を継続し、エンゲージメントにおける留意点を共有した上で実施いたします。

原則5：機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

指 針		アセットマネジメントOneの取組方針	自己評価(2024年度)
指 針 5-1	機関投資家は、すべての保有株式について議決権を行使するよう努めるべきであり、議決権の行使に当たっては、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断すべきである。	・当社は、適切な議決権行使が企業のガバナンス体制強化を促し、企業の中長期的な価値向上と持続的成長につながるものと考え、原則としてすべての保有株式について議決権を行使いたします。また、議決権の行使に当たっては、投資先企業の状況や当該企業とのエンゲージメント内容等を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断いたします。	<2024年度の取組み> 【議決権ミーティングの実施】 投資先企業と議決権行使について意見交換する議決権ミーティング（SRミーティング）を活発に実施。議決権行使結果をフィードバックするとともに、コーポレートガバナンスへの問題意識、議決権行使の考え方、議決権行使ガイドラインの方向性など、企業価値向上に向けたエンゲージメントを行いました。議案判断は、以上のような投資先企業とのエンゲージメント内容などを踏まえて実施しました。 【株主提案への対応】 株主提案については、会社側のみならず株主側の意見についても可能な限りその背景などについて確認し、どちらの提案が企業価値向上に資するか、慎重に吟味した上で判断しました。 <今後の課題・対応方針> 投資先企業と企業価値向上の観点から引き続き議論を深め、議決権を行使します。なお、対話の際には、社外取締役との直接対話も積極的に行い、投資先企業のコーポレート・ガバナンスが適切に機能しているかを確認するよう努めます。当社のマテリアリティ分析で特定した3つのフォーカスエリアを中心とした環境・社会・コーポレートガバナンスにおいて当社の求める水準に照らして取組みが不十分であると考えられる場合に改善を促します。対話を通じて促したにもかかわらず、十分な対応がなされず、結果として株主利益を著しく毀損している、あるいは毀損するおそれが高いと判断される場合には、取締役選任議案に反対します。
	機関投資家は、議決権の行使についての明確な方針を策定し、これを公表すべきである。当該方針は、できる限り明確なものとするべきであるが、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。	・当社は、『議決権行使ガイドラインおよび議案判断基準』に行使判断の方針および基準を定め、当社ウェブサイト公表いたします。 ・当社は、投資先企業の状況や当該企業とのエンゲージメント内容を踏まえた議決権行使を通じ、中長期的な株主利益の最大化を目的とした経営および適切なガバナンスの下での環境・社会にも配慮した健全な企業行動を促します。	<2024年度の取組み> 【議決権行使基準の改定（2024年4月以降の株主総会から適用）】 2024年2月に公表した改定後の議決権行使基準を、2024年4月以降の株主総会から適用しました。 【議決権行使基準の改定案の公表（2025年4月以降の株主総会から適用）】 「中長期視点に基づくスチュワードシップ活動（議決権行使・エンゲージメント）ロードマップ」の内容踏まえ、2025年3月7日に、2025年4月以降の株主総会から適用する議決権行使基準の改定案を公表しました。 https://www.am-one.co.jp/img/company/36/20250307_AMOne_newsrelease.pdf 【適切な議決権行使と行使結果の公表】 全議案について、当社の議決権行使ガイドライン及び議案判断基準に基づき、自社で議決権行使を実施し、その結果を公表しました。なお、親会社など、利益相反の観点から最も重要な会社の議案に限り、当社ガイドラインに基づく議決権行使助言会社からの助言を活用しました。 https://www.am-one.co.jp/company/voting/ <今後の課題・対応方針> コーポレートガバナンスや議決権行使をめぐる環境変化を踏まえ、投資先企業の持続的成長につながる判断に向け、引き続き議決権行使ガイドラインの改定を検討し、当社が重要と考える論点それぞれについて投資先企業へ求める内容の明確化を図ります。
指 針 5-2			

原則5：機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

	指 針	アセットマネジメントOneの取組方針	自己評価(2024年度)
指針 5-3	機関投資家は、議決権の行使結果を、少なくとも議案の主な種類ごとに整理・集計して公表すべきである。 また、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすための方針に沿って適切に議決権を行使しているか否かについての可視性をさらに高める観点から、機関投資家は、議決権の行使結果を、個別の投資先企業及び議案ごとに公表すべきである。それぞれの機関投資家の置かれた状況により、個別の投資先企業及び議案ごとに議決権の行使結果を公表することが必ずしも適切でないと考えられる場合には、その理由を積極的に説明すべきである。 議決権の行使結果を公表する際、機関投資家が議決権行使の賛否の理由について対外的に明確に説明することも、可視性を高めることに資すると考えられる。特に、外観的に利益相反があると疑われる投資先企業の議案や議決権行使の方針に照らして説明を要する判断を行った議案等、投資先企業との建設的な対話に資する観点から重要と判断される議案については、賛否を問わず、その理由を公表すべきである。	・上記ガイドラインや議案判断基準に則って判断した議決権行使結果は、議案の主な種類ごと(剰余金処分案、取締役・監査役選任議案など)の集計結果と投資先企業の個別議案ごとの行使結果を、四半期ごとに当社ウェブサイトに公表いたします。 ・特に、親会社等、利益相反の観点で最も重要な会社の議案や議決権行使の方針とは異なる判断を行った議案及び投資先企業との建設的な対話に資する観点から重要と判断される議案については、賛否を問わず、議決権行使の理由を公表いたします。	＜2024年度の取組み＞ 【議決権行使結果理由開示の実施】 みずほフィナンシャルグループなどの当社のグループ企業、及び不祥ことの結果、企業価値に重大な影響が生じたと判断した企業(トヨタ自動車、損保大手3社および三菱UFJフィナンシャルグループ)に対する議決権行使結果については、詳細な説明を当社ウェブサイトに開示しました。 https://www.am-one.co.jp/img/company/16/voting-eq-202406.pdf 上記に加え、議決権行使部会で判断を行った企業に対しては、その判断理由を開示しました。 ＜今後の課題・対応方針＞ 議決権行使結果の開示方法については、引き続き検討を行い充実を図ってまいります。
指針 5-4	機関投資家は、議決権行使助言会社のサービスを利用する場合であっても、議決権行使助言会社の人的・組織的体制の整備を含む助言策定プロセスを踏まえて利用することが重要であり、議決権行使助言会社の助言に機械的に依拠するのではなく、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、自らの責任と判断の下で議決権を行使すべきである。仮に、議決権行使助言会社のサービスを利用している場合には、議決権行使結果の公表に合わせ、当該議決権行使助言会社の名称及び当該サービスの具体的な活用方法についても公表すべきである。	・当社は、『議決権行使ガイドラインおよび議案判断基準』に則り、自社独自で議決権を行使しております。但し、親会社等、利益相反の観点で最も重要な会社の議案に関しては、独立した第三者である議決権行使助言会社に当社ガイドラインに基づく助言を求め、独立社外取締役が過半を占める議決権行使諮問会議に諮問し、スチュワードシップ推進委員会にて審議した上で適切な行使判断を行います。 ・議決権行使助言会社の利用にあたっては、当該議決権行使助言会社の人的・組織的体制の整備を含む助言策定プロセスを把握するとともに、名称を公表いたします。	＜2024年度の取組み＞ 【自社による議決権行使の実施】 全議案について、当社の議決権行使ガイドライン及び議案判断基準に基づき、自社で議決権行使を実施いたしました。 【議決権行使助言会社からの助言の活用】 親会社など、利益相反の観点から最も重要な会社の議案に限り、当社ガイドラインに基づく議決権行使助言会社(ISS)からの助言を活用いたしました。 ＜今後の課題・対応方針＞ 全議案について、当社の議決権行使ガイドライン及び議案判断基準に基づき、自社で議決権行使を実施します。なお、親会社等、利益相反の観点から最も重要な会社の議案に限り、当社ガイドラインに基づく議決権行使助言会社からの助言を活用いたします。

原則6：機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

指針	アセットマネジメントOneの取組方針	自己評価(2024年度)
指針 6-1	運用機関は、直接の顧客に対して、スチュワードシップ活動を通じてスチュワードシップ責任をどのように果たしているかについて、原則として、定期的に報告を行うべきである。	＜2024年度の取組み＞ 【サステナビリティレポートの発行】 当社のスチュワードシップ活動に加え、コーポレート・サステナビリティ活動の内容を掲載した「サステナビリティレポート2024」を発行しました。 ●サステナビリティレポート2024 https://www.am-one.co.jp/img/company/47/sustainability_report_j2024.pdf 【アセットオーナーへの報告】 インベストメント・チェーンにおける直接のお客さまである年金基金などアセットオーナーに対し、2024年度も個別要請に基づきスチュワードシップ活動全般の報告を定期的の実施しました。 ＜今後の課題・対応方針＞ スチュワードシップ活動を通じ、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのか、お客様宛て報告はじめ、サステナビリティレポート及びウェブサイトの開示内容の充実に取組んでまいります。
指針 6-3	機関投資家は、顧客・受益者への報告の具体的な様式や内容については、顧客・受益者との合意や、顧客・受益者の利便性・コストなども考慮して決めるべきであり、効果的かつ効率的な報告を行うよう工夫すべきである。	＜2024年度の取組み＞ 【スマートフォーマットの普及促進】 運用機関が業界横断で顧客・受益者への報告など実務課題の解決に取組む「ジャパン・スチュワードシップ・イニシアティブ(JSI)」を通じ、2024年度も日本版スチュワードシップ・コード対応のスチュワードシップ活動報告書「スマートフォーマット」の改善を図るとともに、採用の働きかけなど普及促進を図りました。 ＜今後の課題・対応方針＞ 日本版スチュワードシップ・コード対応のスチュワードシップ活動報告書「スマートフォーマット」の改善、採用の働きかけなど普及促進を図ってまいります。
指針 6-4	なお、機関投資家は、議決権の行使活動を含むスチュワードシップ活動について、スチュワードシップ責任を果たすために必要な範囲において記録に残すべきである。	＜2024年度の取組み＞ 【議決権行使活動の記録】 エンゲージメントに基づく賛否判断をより重視し、積極的にSRミーティングを行うとともに、2024年度も同エンゲージメント内容を全て記録に残しました。 【エンゲージメント活動の見える化】 投資先企業とのエンゲージメントについては、当該企業が抱える課題の解決に向けた取組み状況及びエンゲージメントの成果をより適切に把握するため、2024年度も全て記録するとともにエンゲージメント重点企業については、その成果を8段階のマイルストーンで把握・管理しました。 ＜今後の課題・対応方針＞ スチュワードシップ活動の更なる高度化に向け、引き続き積極的に基盤整備を行ってまいります。

原則7：機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行う為の実力を備えるべきである。

指針	アセットマネジメントOneの取組方針	自己評価(2024年度)
指針 7-1	・当社は、投資先企業との長期的な相互信頼関係を大切にするとともに、高いスキルをもったプロフェッショナルとして、知見と発想力を磨き上げることに努めてまいります。 ・当社は、スチュワードシップ推進グループを設置し、ESGアナリストおよび議決権行使専任担当者を充実させるとともに、運用グループとの連携を通じて運用戦略に即した形でのサステナビリティの考慮に基づいたスチュワードシップ責任を果たすための体制を整備しております。	＜2024年度の取組み＞ 【リサーチ・エンゲージメントグループの発足】 企業分析におけるESGの重要性の定着など、大きな環境変化へ対応するため、2024年4月にリサーチとエンゲージメントを担う3つの部署を一つに統合し、リサーチ・エンゲージメントグループを発足させました。財務情報とESG(非財務)情報に関するリサーチ機能を統合すると共に、経済・市場分析機能を加え、従来のエンゲージメント方針やマイルストーン管理手法をベースとしつつ、ESGリサーチとセクターリサーチにより得られた知見を融合し、企業価値向上に資するスチュワードシップ活動の実効性をより一層引上げます。 ＜今後の課題・対応方針＞ 資産運用業務に関する経験豊富な人材の配置など、継続的な経営資源の投入に努めてまいります。
指針 7-2	・当社の経営陣は、アセットマネジメント業務に精通するなど実効的なスチュワードシップ活動の推進とそのための組織構築・人材育成に関して重要な役割・責務を担う能力を有した者が取締役役に就任しております。また、様々な分野で高い知見を有する専門家を独立社外取締役に招聘し、独立性・透明性の高い経営体制を構築しております。当社の経営陣は、スチュワードシップ活動の中核を担う「リサーチ・エンゲージメントグループ」を設置し、ESGアナリストを充実させるなど体制強化に努めております。	＜2024年度の取組み＞ 【サステナビリティ諮問会議の開催】 取締役会の諮問機関として「サステナビリティ諮問会議」を設置し、サステナビリティの分野に深い知見を持つ外部アドバイザー2名をメンバーとして招聘しております。取締役会では、「サステナビリティ」への取組みに関する基本方針とその実行状況について定期的に、また必要に応じて報告を受け議論するとともに、重要な議案についてはサステナビリティ諮問会議に諮問し、外部アドバイザーから長期的視点による助言をいただくことで、当社の経営に活かしております。 【サステナビリティ推進委員会の設置】 サステナビリティに関する重要戦略の遂行に向けて、執行サイドの実行力向上とガバナンスの高度化を企図し、2024年度よりサステナビリティ推進委員会を新設しました。当社のサステナビリティ推進に関して、「資産運用業」としての取組みと「事業会社」としての取組みを双方向で議論、検討しています。 【社員のアウェアネス向上に向けたさまざまな取組み】 当社マテリアリティの更新やサステナビリティレポートの発行に際して、幅広く従業員と対話を行いました。 ＜今後の課題・対応方針＞ 当社経営陣は、的確なスチュワードシップ活動の実施において、組織構築・人材育成に関して重要性を認識しており、体制の充実に向け取組みを推進します。

原則7： 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行う為の実力を備えるべきである。

指 針		アセットマネジメントOneの取組方針	自己評価(2024年度)
指 針 7-3	対話や判断を適切に行うための一助として、必要に応じ、機関投資家が、他の投資家との意見交換を行うことやそのための場を設けることも有益であると考えられる。	・必要に応じ、外部の専門家や有識者、他の機関投資家との意見交換を行います。	<2024年度の取組み> 【国内外イニシアティブや官公庁との連携】 「TCFDコンソーシアム」や「資源循環に関する企業レベルの情報開示スキームの開発に係る検討会」、「人的資本経営コンソーシアム」、「多様性を競争力につなげる企業経営研究会」など官民協働のイニシアティブに委員などとして積極的に参画しました。また、気候変動の「Climate Action100」、自然資本・生物多様性の「Nature Action100」、社会・人権の「Advance」などのグローバルの協働エンゲージメントの参加のほか、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)をはじめとした国際イニシアティブについても、ワーキンググループの参加も含め積極的に意見表明を行いました。 <今後の課題・対応方針> 今後もインベストメントチェーンへの働きかけの一環として、他の投資家との意見交換も積極的にを行い、本邦スチュワードシップ活動の質的向上に取組んでまいります。
	機関投資家は、本コードの各原則(指針を含む)の実施状況を適宜の時期に省みるにより、本コードが策定を求めている各方針の改善につなげるなど、将来のスチュワードシップ活動がより適切なものとなるよう努めるべきである。特に、運用機関は、持続的な自らのガバナンス体制・利益相反管理や、自らのスチュワードシップ活動等の改善に向けて、本コードの各原則(指針を含む)の実施状況を定期的に自己評価し、自己評価の結果を投資先企業との対話を含むスチュワードシップ活動の結果と合わせて公表すべきである。その際、これらは自らの運用戦略と整合的で、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結びつくものとなるよう意識すべきである。	・当社は、自らのスチュワードシップ活動が本コードの趣旨・精神に照らして運用戦略と整合的で、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結び付く活動となるよう、自らのガバナンス体制・利益相反管理を含めた自己評価を定期的に行い、投資先企業との対話を含むエンゲージメント活動の結果を当社ウェブサイトやスチュワードシップレポート等に公表いたします。	<2024年度の取組み> 【自己評価の実施・公表】 「2023年度スチュワードシップ活動に関する自己評価」を当社ウェブサイトやサステナビリティレポートなどで公表しました。 https://www.am-one.co.jp/img/company/36/240724_AMOne_newsrelease.pdf 2024年度のスチュワードシップ活動も原則・指針毎に分析した結果、概ね適切に行われたと評価しております。 【外部評価の取得】 みずほリサーチ&テクノロジー社が実施した「運用機関のスチュワードシップ活動 ―企業向けアンケートの結果―」において、2024年度も高評価を得ました。 <今後の課題・対応方針> 今後も、投資先企業の中長期的な企業価値向上に資するスチュワードシップ活動を展開し、改訂スチュワードシップ・コードの原則・指針毎に適切な自己評価を行い、より具体的な取組み内容を当社ウェブサイト及びサステナビリティレポートなどで公表します。

